

TPP協定に関する今後の対応等について

農林水産部

1 基本的な考え方

- 本県では、農林水産ビジョンに基づき、複合型生産構造への転換や強い担い手づくりなど、農林水産業の構造改革を進めてきたが、このたびのTPP交渉の大筋合意により、これまでの取組をさらに強化していくことが必要となっている。
- 特に、米や畜産といった分野では、輸入拡大による価格低下などの影響が懸念されており、意欲ある農林漁業者が、将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、TPPの影響を最小限に緩和する対策とともに、競争力強化に向けた個別政策や農村社会を維持発展するための地域政策を講じる必要がある。
- このため、県としては、農林水産業への影響分析や国内対策などに関する国の動向に注視しつつ、当面は次のとおり対応していく。

2 県の対応

(1) 「秋田県TPP農業対策本部」の設置（10月13日）

農林水産業に係る「秋田県TPP農業対策本部（本部長：農林水産部長）」を設置し、国等からの情報収集や農林水産業の各分野における影響分析を行うとともに、県独自の対策を検討。

(2) 国への要望（10～11月）

国に対し、我が国の農林水産業に与える影響について、丁寧に説明するとともに、農林水産業が将来にわたり、持続的に発展していくため、十分な国内対策を講ずることを要望。

- ・北海道東北地方知事会での要望：10月15～16日
- ・知事による国への要望：11月中
- ・全国知事会等での要望：検討中

(3) 農家等からの意見・要望の把握 (10~11月)

認定農業者や農業法人等から幅広く意見等を聴取し、県独自の対策に反映。

(4) 「TPP農業対策県民会議」の設置 (設置時期は国の状況等を勘案)

生産者や関係団体等からなる「秋田県TPP農業対策県民会議(仮称)」を設置し、対策の方向性や内容を協議。

(5) 「TPP農業関連対策大綱」の策定 (1~2月)

県民会議や農家等からの意見等を踏まえ、TPPに対応した県の対策をとりまとめた「秋田県TPP農業関連対策大綱(仮称)」を策定。

3 国の対応

国では、TPP協定の国会承認を求めるまでに、TPP関連対策をとりまとめることとしており、そのスケジュールは明らかにされていないが、新聞報道等では以下のとおりとなっている。

時 期	国会等の動き
2015年11月	総合的なTPP関連政策大綱(仮称)策定
)	補正予算案の決定
12月	2016年度予算案の決定
2016年1月	補正予算の成立 (TPPの国会審議?)
3月	2016年度予算の成立

TPP交渉における主な農林水産物の合意内容

品目	現在の関税率等	合意内容		年間国内生産量		年間輸入量	
				うち県内	うち主なTPP参加国		
米	<ul style="list-style-type: none"> MA米(無関税の輸入枠)として、77万トンを入力(うち主食用10万トン) MA米以外の枠外輸入としては341円/kgの関税 	<ul style="list-style-type: none"> 関税維持。MAの枠外で無関税の国別輸入枠を新設 ①米国産:協定発効時に年間5万トンを割当、段階的に増やし13年目以降7万トンを割当 ②豪州産:協定発効時に年間0.6万トンを割当、段階的に増やし13年目以降0.84万トンを割当 MAの枠内で中粒種・加工用6万トンを割当 	844万t うち主食用 788万t	55万t うち主食用 45万t	MA米 77万t うち主食用 1万t (枠は10万t)	<ul style="list-style-type: none"> 総計37万t 米国:36万t 豪州:1万t うち主食用 米国:0.3万t 	
牛肉	38.5%	<ul style="list-style-type: none"> 協定発効1年目に27.5%に引き下げ、10年目に20%、16年目に9%まで削減 輸入量急増の場合は、関税が上がるセーフガードが発動 	35万t	0.2万t	52万t	<ul style="list-style-type: none"> 総計49万t 豪州:28万t 米国:19万t NZ:2万t 	
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> 安い価格帯 482円/kg 高い価格帯 4.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 安い価格帯の関税を1年目に125円/kgまで引き下げ、5年目に70円、10年目に50円に削減 高い価格帯は4.3%の関税を1年目に2.2%、10年目に撤廃 輸入量急増の場合は、関税が上がるセーフガードが発動 	88万t	3.0万t	82万t	<ul style="list-style-type: none"> 総計48万t 米国:27万t カナダ:15万t メキシコ:6万t 	
鶏肉	8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 冷凍丸鶏と冷凍鶏肉は、段階的に6年目に関税撤廃 	147万t	0.3万t	44万t	<ul style="list-style-type: none"> 総計2.5万t 米国:2.5万t チリ:0.05万t 	
鶏卵 (殻付き卵)	17~21.3%	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵・冷凍のものは、段階的に13年目に関税撤廃 その他のものは、段階的に11年目に関税撤廃 	251万t	3.4万t	0.2万t	<ul style="list-style-type: none"> 総計0.1万t 米国:0.1万t 	

品目	現在の関税率等	合意内容	年間国内生産量		年間輸入量
			うち県内	うち主なTPP参加国	
乳製品	■WTO枠 ・ALICによる国家貿易 ・生乳換算13.7万tの約束数量 ・バターで35%＋国家利益 (入札差額)	■既存のWTO枠を継続しつつ、TPP枠の追加 ・商社等による民間貿易 ・枠数量は、発効時6万t(生乳換算)から6年目以降は7万t ・枠内税率は、発効時はバターで従価税35%＋従量税 290円/kg、11年目まで従量税部分を撤廃	チーズ (生乳換算) 46万t	0.003万t	298万t 総計232万t 豪州:98万t NZ:68万t 米国:66万t
			バター・ 脱脂粉乳 (生乳換算) 154万t	-	30万t
トマト加工品	ピューレ・ペースト 枠内:無税、枠外:16% ケチャップ、ソース、ジュース等 17%～29.8%	・段階的に6年目に関税撤廃 ・段階的に6～11年目に関税撤廃	30万t	0.02万t	総計5万t 米国:3.2万t チリ:1.3万t
りんご (生果)	17%	・段階的に11年目に関税撤廃	74万t	2.3万t	総計0.1万t NZ:0.1万t
さくらんぼ	8.5%	・段階的に6年目に関税撤廃	1.9万t	0.03万t	総計1.0万t 米国:1.0万t チリ:0.003万t
ぶどう	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時関税撤廃	18.6万t	0.2万t	総計1.8万t チリ:1.0万t 米国:0.8万t
林産物	合板6～10% SPF製材4.8%	・合板・製材等について、輸入額が多い国に対し、16年目までの 関税撤廃期間(発効時に50%削減)とセーフガード(輸入量 が急増した場合に発効前の率に引き上げ)を設定 ・輸入額が少ない品目等については、11年目または即時撤廃	合板 340万m ³	61万m ³	総計160万m ³ マレーシア:142万m ³ ベトナム:13万m ³
			製材 957万m ³	33万m ³	625万m ³
水産物	海藻類10.5～40% その他魚介類 1～15%	・海藻類は8.9～34% ・その他魚介類は重要度に応じて即時から16年目にそれぞれ 撤廃	479万t	0.8万t	総計28% チリ:8% 米国:8% (金額ベース)

※生産量、輸入量は公表されている直近の数値。ただし、りんご、さくらんぼ、ぶどうについては直近4カ年、トマト加工品については直近3カ年の平均値。